

# 札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022

## 令和元年度（2019年度）実施状況 ＜ 総 括 ＞



令和2年（2020年）8月  
札幌市

## < 目 次 >

・ 計画策定の概要	p 2
・ 計画の推進体制	p 3
・ 施策の体系と主な取組	p 4
・ 成果指標の状況	p 5
・ 令和元年度 of 取組状況	p 6
・ 国の動きなど	p 15
・ 総括（子ども・家庭の困難の状況と課題認識）	p 16

# 札幌市子どもの貧困対策計画 <計画策定の概要>

## < 計画策定の経緯 >

策  
定  
前

国が大綱等で示す教育や生活、就労などの支援に関して、計画策定以前も教育や福祉に関連する施策や困難な状態の連鎖を防ぐための施策を実施してきたところ。

実  
態  
調  
査

子ども・若者やその世帯の家庭生活、教育、就労等の実態を把握することを目的として、平成28年（2016年）に**実態調査を実施し、様々な課題が明らかとなった。**

計  
画  
策  
定

子どもの貧困対策に係る取組を**体系的に整理し、福祉や教育などの各部局が連携を図りながら計画的に進める**ことで、**困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援につなげる**ことを趣旨として、平成30年（2018年）3月「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定。

## < 計画期間 >

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間

## < 基本理念 >

子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

## < 子どもの貧困のとらえ方 >

主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、**子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態。**

## < 計画の対象 >

「子どもの貧困」の状態にある**子ども・若者とその家族**  
(**生まれる前の妊娠期**から、社会的自立へ移行する年齢層として**概ね20歳代前半までの年齢**)

## H28札幌市子ども・若者生活実態調査 (市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会)

### 困難を抱える子ども・家庭における課題

#### <課題1>相談・支援

- ・悩みを相談する人がいない、支援制度を知らないなど、社会的孤立の傾向
- ・困難を周囲に見せない、外から気づきにくい
- ・相談窓口への行きづらいつと感じる世帯の存在

#### <課題2>子どもの育ちと学び

- ・核家族化の進展で、保護者の負担増、子育ての不安を一人で抱え込む世帯が増加。
- ・学習環境が十分に整わず、学習理解度も低い傾向
- ・教育や進路のことを親に相談できない、家庭や学校に居場所がないと感じる子どもの存在
- ・「孤食」などの状況にある子どもの存在

#### <課題3>若者の社会的自立

- ・大学進学希望が低い。
- ・経済的要因により進学を諦める事例、身近に適切なモデルがなく進学や就職のイメージが持てない子どもの存在

#### <課題4>生活基盤の確保

- ・教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもにも影響
- ・仕事をしているにも関わらず収入が少ない。特に母子家庭において強い傾向

#### <課題5>特に配慮を要する世帯への支援

- ・児童養護施設等入所児童への退所後の生活や進学等への支援の重要性
- ・ひとり親家庭は経済的に苦しい世帯が多く、様々な困難を抱えやすい傾向
- ・生活保護世帯等では、日常生活や進学等の様々な場面で困難や制約が発生

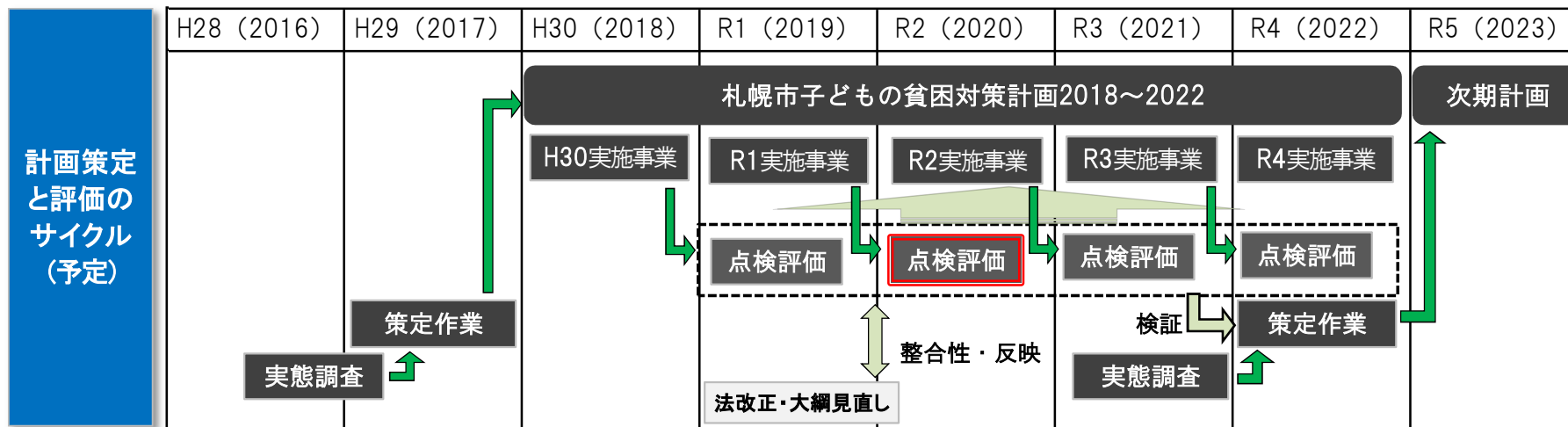
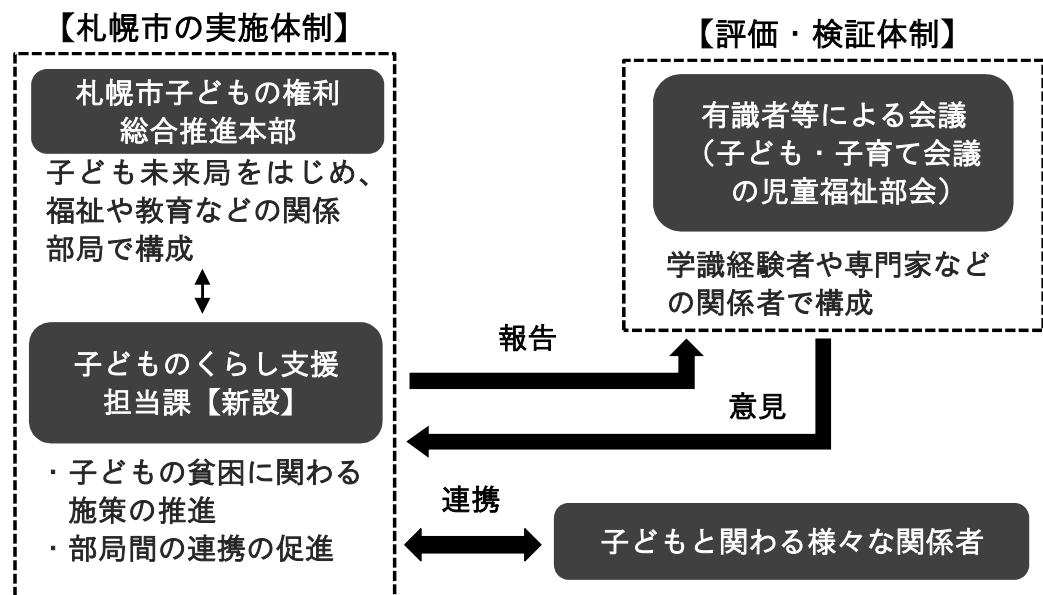
## ＜計画の推進体制について＞

### 計画の推進体制について

○子どもの貧困対策を専門に担当し、子どもの貧困に関わる施策の推進や部局間の連携を促進するため、平成30年4月、子ども未来局に「**子どものくらし支援担当課**」を新設。  
また、子ども未来局をはじめ、福祉や教育などの関係部局で構成する「札幌市子どもの権利総合推進本部」によって、子どもの貧困対策を推進していく。

○子どもの貧困に関わる有識者などからなる会議である「札幌市子ども・子育て会議」の「**児童福祉部会**」において、本計画に基づく施策の取組状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の充実や見直しを図っていく。

(※児童福祉部会の審議事項中、「①児童福祉に関する事項の調査審議」に位置づけ)



# 札幌市子どもの貧困対策計画 <施策の体系と主な取組>

施策	施策の方向性	主な取組・事業（事業数は再掲含む）
<b>&lt;基本施策1&gt; 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進</b>		
<1-1> 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制の推進</li> <li>・成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進</li> <li>・配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進</li> </ul>	子どものくらし支援コーディネート事業、子どもの貧困への理解の促進、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用、こそだてインフォメーション、養育支援員派遣事業など24項目
<1-2> 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実</li> </ul>	地域における支援機関や団体等との連携促進、必要な支援策を届ける広報の充実、児童相談体制の強化、幼保小連携の推進など7項目
<b>&lt;基本施策2&gt; 子どもの育ちと学びを支える取組の推進</b>		
<2-1> 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進</li> <li>・乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実</li> </ul>	子ども医療費助成、乳幼児健康診査、保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進、第2子以降の保育料無料化事業、妊婦一般健康診査など31項目
<2-2> 子どもの学びの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びを支える取組の推進</li> <li>・子どもが安心して学ぶための支援体制の推進</li> <li>・教育の機会均等を図るための経済的支援の充実</li> </ul>	若者の社会的自立促進事業（学習支援）、札幌まなびのサポート事業、子どもの学びの環境づくり事業、高等学校等生徒通学交通費助成、就学援助、奨学金支給など23項目
<2-3> 子どもの居場所づくり・体験活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが安心して放課後等を過ごすことができる居場所づくりの推進</li> <li>・子どもの自主性などを育む多様な学びや体験・交流活動の推進</li> </ul>	地域における子どもの居場所づくりの推進、新型児童会館整備、サッポロサタデースクール事業など10項目
<b>&lt;基本施策3&gt; 困難を抱える若者を支える取組の推進</b>		
<3-1> 社会的自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を抱える若者の社会的自立に向けた支援の推進</li> <li>・ひきこもり対策の充実</li> </ul>	若者の社会的自立促進事業（学習支援）、困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実、ひきこもり対策推進事業など15項目
<b>&lt;基本施策4&gt; 保護者の就労や生活基盤の確保</b>		
<4-1> 保護者の自立・就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯の保護者の自立・就労に向けた支援の推進</li> </ul>	女性の多様な働き方支援窓口運営事業、ひとり親家庭スマイル応援事業、高等職業訓練促進給付金事業など9項目
<4-2> 生活基盤の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進</li> </ul>	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業、児童扶養手当など10項目
<b>&lt;基本施策5&gt; 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進</b>		
<5-1> 社会的養護を必要とする子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護を必要とする子どもへの施設入所中、退所後における支援の推進</li> </ul>	児童相談体制の強化、養育支援員派遣事業、社会的養護自立支援事業、児童家庭支援センターにおける相談支援など11項目
<5-2> ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題への総合的な支援の推進</li> </ul>	ひとり親家庭スマイル応援事業、高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業など16項目
<5-3> 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯、生活に困窮する世帯への個々の状況に応じた支援の推進</li> </ul>	生活保護、就労支援相談員、生活困窮者自立援事業など8項目

## ＜成果指標の状況＞

○ 本計画では、基本施策ごとに指標を設定し、その数値変化の傾向を確認することで、進捗状況の把握や計画の実効性を把握し、必要な施策の検討などにつなげていくこととしている。

指標	当初値 (H28年度)	前回値 (H30年度)	現状値 (R1年度)	目標値 (R4年度)	傾向	出典
<b>＜基本施策1＞ 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進</b>						
①区役所の相談窓口にて子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合	6.0%	—	—	0%	—	H28実態調査 (調査は5年ごと)
②妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3%	81.6%	86.7%	65.0%	上昇	札幌市指標達成度調査
<b>＜基本施策2＞ 子どもの育ちと学びを支える取組の推進</b>						
③子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合	56.1%	50.9%	46.6%	80.0%	低下	札幌市指標達成度調査
④子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	56.9%	52.7%	60.1%	70.0%	やや上昇	札幌市指標達成度調査
<b>＜基本施策3＞ 困難を抱える若者を支える取組の推進</b>						
⑤困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合	43.9%	55.4%	35.3%	60.0%	低下	子ども未来局 子どもの権利推進課調べ
<b>＜基本施策4＞ 保護者の就労や生活基盤の確保</b>						
⑥子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	62.6%	—	—	50.0%	—	H28実態調査 (調査は5年ごと)
⑦ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合	35.8%	—	—	45.0%	—	H28実態調査 (調査は5年ごと)
<b>＜基本施策5＞ 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進</b>						
⑧市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.6%	70.0%	70.7%	70.0%	上昇	子ども未来局 児童相談所調べ
⑨今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合	88.0%	—	—	80.0%	—	H29ひとり親家庭等への調査 (調査は5年ごと)
⑩生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5%	97.6% (H30.3卒)	96.1% (H31.3卒)	※一般世帯 の進学率	やや低下	保健福祉局 保護自立支援課調べ

※札幌市における一般世帯の進学率は、H30.3卒：99.2%、H31.3卒：99.8%

## 令和元年度の取組状況 ～基本施策1「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」～

★困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者が悩みを相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあるため、**基本施策1を、子どもの貧困対策を進める上で基礎となる、特に推進すべき施策**とした。

### <施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実>

→24項目の取組を実施（資料2-p3～7に掲載）

- 困難に気づき、必要な支援につなげる体制をより推進するため、子どものくらし支援コーディネート事業の巡回地区の拡大や、子どもの貧困への理解促進のための普及啓発などを実施。
- 妊娠・出産期から、学齢期、若者期に至るまで子どもの成長段階に応じた切れ目のない相談支援を実施。
- 社会的養護を必要とする子ども・世帯、ひとり親家庭、生活困窮世帯等、配慮を要する子ども・世帯への相談支援を実施。

### <施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進>

→7項目の取組を実施（資料2-p8～9に掲載）

- 困難を抱えている子ども・世帯が、経済的な問題にとどまらず、健康面や教育面など、複合的な問題を抱えている場合も多いため、地域や関係する支援機関団体等との情報交換や相互支援のための連携強化などの取組を実施。
- 困難を抱えている子どもや世帯が必要な情報を得られるよう、受け手の目線に立った広報を実施。

### <まとめ（課題と方向性）>

指標②は、各種相談支援やホームページ・アプリ・こそだてインフォメーションなど情報提供手段の充実等の効果もあり改善傾向にあるが、相談等による負担軽減に至っていない世帯はなお一定数存在している。

相談支援につなげる取組である子どものくらし支援コーディネート事業を通じて、複合的な問題を抱えていたり、貧困の自覚がないといった世帯、支援の長期化等の課題が明確になった。

今後も、子育て世帯の孤立化を防ぐ必要性が増すと考えられ、子どもコーディネーターなど相談支援体制の充実・強化が必要。また、広報や啓発は引き続き効果的な手法、工夫の検討が必要。

### 主な取組

施策	取組名／担当部	計 画 策 定 時 区 分	主な対象				令和元年度（2019年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）
			乳 幼 児	小 学 生 ・ 中	・高 校 生 若 者	保 護 者	
1-1	子どものくらし支援コーディネート事業 (子ども未来局子ども育成部)	新規	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもコーディネーター」が児童会館や子ども食堂など子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援や重層的な見守りにつなげる事業を実施。相談受件数：460件。</li> <li>・令和元年8月から、3名体制6区30地区→5名体制10区50地区へと、体制及び巡回対象地区を拡大。</li> </ul>
1-1	子どもの貧困への理解の促進 (子ども未来局子ども育成部)	新規	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困への関心や理解を深める取組の一環として、「<u>子どもの居場所づくり</u>」をテーマとしたシンポジウムを令和元年9月に開催し、140名参加。</li> <li>・地域住民や学校関係者等に対し、子どもの貧困対策についての出前講座や研修を計9回実施。</li> </ul>
1-1 2-2	スクールソーシャルワーカーの活用 (教育委員会学校教育部)	拡充		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を抱える児童生徒を支援するSSW計18名（有資格者のSSW13名、教員経験者からなる巡回SSW5名）により事業を実施。</li> <li>・10区を3つのエリアに分け、各エリアを有資格者SSW（4名）及び巡回SSWで担当する体制としたことにより、有資格者SSWの早期派遣が可能となり、児童生徒への支援の充実が図られた。</li> </ul>

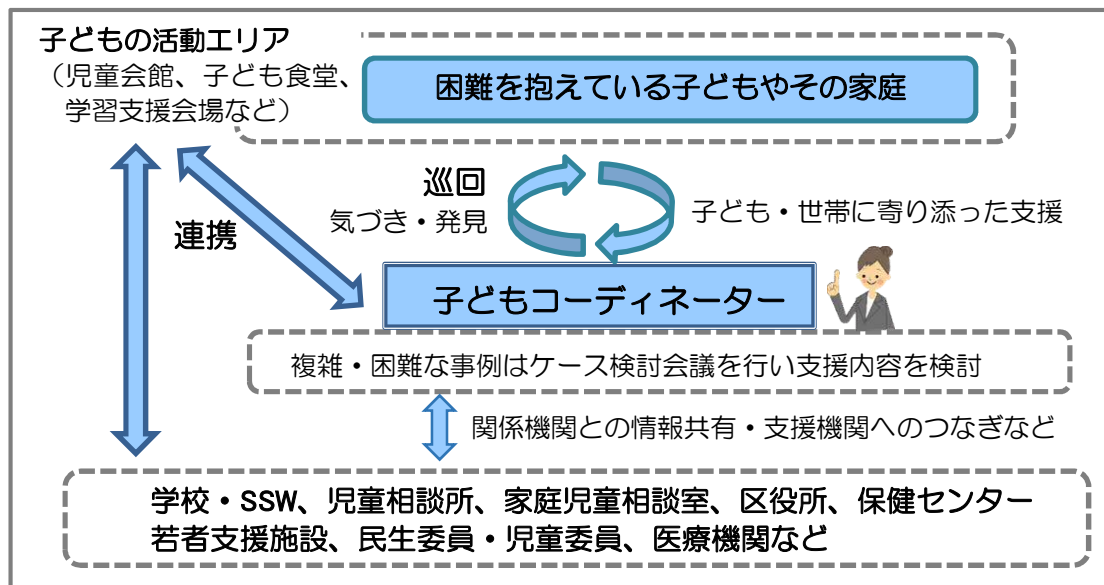
施策	取組名／担当部	計 画 区 分	主な対象					令和元年度（2019年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）
			乳 幼 児	小 学 生	・高 校 生	保 護 者		
1-1 2-2	スクールカウンセラーの活用 (教育委員会学校教育部)	拡充		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒や保護者の教育相談に対応するスクールカウンセラー（SC）を、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置。小学校1校当たりの年間配置時間数を3時間増加し69時間とした。</li> <li>・相談件数の月平均が前年度より増加し、SCの有効活用が図られた。</li> <li>・教育プログラムや校内研修でのSCの活用など、生徒指導上の課題の未然防止に向けた取組を充実。</li> </ul>	
1-1 3-1	ひきこもり対策推進事業 (保健福祉局障がい保健福祉部)	拡充		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり地域支援センターにて、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や年37回の出張相談を実施。</li> <li>・平成30年から試行実施していた<u>集団型支援拠点事業</u>を拡大し、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を計43回開催。</li> </ul>	
1-1 3-1	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 (子ども未来局子ども育成部)	拡充			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進。</li> <li>・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関同士の連携促進に取り組み、<u>子どものくらし支援担当課も新たに構成員に加わった。</u></li> </ul>	
1-1	こそだてインフォメーション (旧「子育て情報室」からリニューアル) (子ども未来局子育て支援部)	継続	○			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の「こそだてインフォメーション」において、子育てについての相談や、地域の子育て支援事業、教育・保育施設及び各種制度の情報提供を行った。利用者数：88,230人、利用組数：47,368組。</li> <li>・<u>10区において、ファミリー・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を開設。</u></li> </ul>	
1-1 5-1	養育支援員派遣事業 (子ども未来局児童相談所)	新規 H29	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化。</li> <li>・延べ9世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を実施。</li> </ul>	
1-2	地域における支援機関や団体等との連携促進 (子ども未来局子ども育成部)	新規	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂等子どもの居場所づくりに取り組むネットワーク団体が主催する学習会に参加し、運営団体等との連携に向けた情報共有・意見交換を行った（年3回）。</li> <li>・「<u>子どもの居場所づくり</u>」をテーマとしたシンポジウムを北海道や北海道大学と共同で開催したほか、地域住民や学校等において出前講座や研修を開催するなど、まち全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく機運の醸成を図った。</li> </ul>	
1-2 5-1	児童相談体制の強化 (子ども未来局児童相談所)	拡充	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>第2次札幌市児童相談体制強化プラン</u>」に基づき、弁護士への相談体制を整備し、<u>児童家庭支援センターへの指導委託を開始</u>、また、社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始。</li> <li>・「<u>令和元年6月死亡事例に係る検証報告</u>」での課題を踏まえた提言を次期児童相談体制強化プランに反映することとし、<u>プラン改定に向けた検討を開始。</u></li> </ul>	
1-2 5-2	必要な支援策を届ける広報の充実 (関係部)	拡充	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭のための支援制度を紹介する「<u>シングルママ・パパのためのくらしのガイド</u>」を作成し、離婚届の受付窓口、ひとり親関係窓口、関係機関等で配布。また、気軽に手に取ってもらえるよう4コマ漫画を活用したチラシを作成し、児童扶養手当の現況届に同封したほか、各区の健康・子ども課等に配架。</li> <li>・「<u>シングル・ママ&amp;パパスマイルfesta</u>」で各種支援制度を紹介。</li> <li>・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」、「広報さっぽろ」へ掲載。</li> </ul>	



## 特に推進すべき取組の新規事業 (子どものくらし支援コーディネート事業)

### ＜事業概要＞

- ・ 困難を抱える子ども・家庭への相談支援体制の充実を図る取組として、平成30年（2018年）8月から、**地域を巡回し、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネート事業」**を試行的に開始し、以降、段階的に地区を拡大して実施。
- ・ 相談支援に豊富な経験を持つ「**子どもコーディネーター**」が、児童会館など子どもの居場所を巡回し、区役所や学校など関係機関とも連携しながら、困難を抱える子どもや家庭に必要な支援につないだり、重層的な見守りへとつなげている。



- ・ 子どもコーディネーターは、札幌市若者支援総合センター内に配置。教員、臨床心理士、保育士などの有資格者で子どもの相談支援経験を持つ者。
- ・ 1名あたり2区10～14地区を担当しており、現在は10区61地区を巡回。
- ・ 市内全87地区への拡大に向け、巡回先や人員体制について検討していく。

期間	2018.8～10	2018.11～2019.7	2019.8～2020.3	2020.4～
コーディネーター	1名	3名	5名	5名
巡回対象地区	2区10地区	6区30地区	10区50地区	10区61地区
拡大した区	北、東	白石、豊平 清田※、西 に拡大	中央、厚別※ 南、手稲 に拡大	北：2地区拡大 東：2地区拡大 白石：3地区拡大※ 豊平：4地区拡大※
※印は全地区へ拡大した区				

### H30.8～R2.3までの新規相談受理状況

相談種別	件数	割合	内容
養育環境面	324	38.8%	親との離別、親の稼働・離職、病気等により、子の養育に困難をきたしている、食事・衛生面で気になるなど
発達・精神面	255	30.6%	コミュニケーションが苦手、落ち着きがない等、発達や成長の遅れが心配されるなど
問題行動・非行等	137	16.4%	友人とのトラブル、非行など
学習・学校面	96	11.5%	不登校、学習の遅れ、学校中退等
問い合わせ等	18	2.2%	
経済面	4	0.5%	
計	834	100.0%	

**【相談の傾向】**  
養育環境面の相談が最も多いが、同時に子の発達・精神面や問題行動、学習面など、複数の課題を複合的に抱えているケースが多い。

**【支援の例】**  
・ 不登校や高校中退の子どもなどを若者支援機関につないだ。  
・ 子どもの発達が心配されるケースを医療機関へ、虐待が心配されるケースを児童相談所や家庭児童相談室につないだ。  
・ 区役所や学校、民生・児童委員等とも連携・情報共有しながら、地域の重層的な見守りにつなげた。  
・ 今まで少し気になっていた子どもについての相談を周辺者から受け、必要な助言や保護者との面談、制度の案内等を行った。

令和元年度の取組状況 ～基本施策2「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」～

<施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援>

→31項目の取組を実施（資料2-p10～15に掲載）

- 乳幼児期の全ての子どもの健やかな成長を支えるため、乳幼児の健診事業等の実施のほか、子ども医療費助成を小学校2年生の通院を助成対象に拡充、困難な状況に応じた医療の給付など、医療費等の負担の軽減を図った。
- 保育ニーズに応じた保育施設の整備の促進や、第2子以降の保育料の無料化事業、多様な保育サービスの提供など、乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援を拡充。

<施策2-2 子どもの学びの支援>

→23項目の取組を実施（資料2-p16～20に掲載）

- 学校教育に加えて、生活困窮世帯など配慮を有する世帯の子どもを対象とした様々な学習相談・学習支援を実施。
- 学校における相談支援体制の充実のほか、フリースクール等への支援など不登校児童生徒の状況に応じた支援を実施。また、日本語習得に困難がある外国人児童生徒に対する支援を新たに計画に位置付けた。
- 就学援助や奨学金支給などを通じて、子どもの学びを経済的な面からも支援。

<施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援>

→10項目の取組を実施（資料2-p21～23に掲載）

- 地域における子どもの居場所づくりを促進するため、子ども食堂等に対する新たな支援策を検討した。
- 子どもの自主性、協調性を育み、社会性の向上を図るため、サッポロサタデースクールなど、学びや体験の場を提供する取組を実施。

<まとめ（課題と方向性）>

子どもの育ちを支える事業では、医療費助成の拡充や保育施設の整備などの取組を進めてきたが、子育てに関する問題意識の高まりに加え、就労する女性の増加に伴う保育需要の高まりにより、仕事との両立に不安を抱える保護者や、希望する保育サービスを利用できない方もおり、指標③の改善に至っていない。引き続き、市民ニーズを踏まえた子育て環境の整備が必要。

学びの支援は、ほぼ計画どおり進められているが、学校教育はもとより、学習支援や相談支援を充実させ、すべての子どもが家庭環境に左右されず安心して学ぶことができる環境を整えていくことが重要。

居場所づくりでは、子ども食堂等に対する補助制度の令和2年度実施に向けて内容を検討した。今後も家庭や学校以外でも安心して過ごせる居場所づくりの推進とともに、体験・交流活動を促進し、地域全体で子どもを支える環境を充実させることが必要。

主な取組

施策	取組名／担当部	計画策定 時区分	主な対象				令和元年度（2019年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）
			乳幼児	小学生 ・中	高校生	保護者	
2-1	子ども医療費助成 （保健福祉局保険医療部）	拡充	○	○		○	・小学1年生以下の入院・通院及び小・中学生の入院に係る医療費自己負担分の一部を助成する事業について、 <u>小学校2年生の通院を助成対象に拡大</u> 。助成件数：1,871,454件、助成金額 3,396,209千円。 （※通院助成対象について、令和2年4月から新たに小学3年生までを対象に拡充。）
2-1	保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進 （子ども未来局子育て支援部）	拡充	○			○	保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、認定子ども園への移行の促進や小規模保育事業の整備等を実施。 ①私立保育所整備費等補助事業：保育所新築、賃貸等による創設などにより定員増830人 ②認定こども園整備費補助事業：幼保連携型認定こども園の新築・移行などにより定員増270人 ③地域型保育改修等補助事業：小規模保育事業新築・改修などより定員増271人
2-1	第2子以降の保育料無料化事業 （子ども未来局子育て支援部）	拡充 H29	○			○	最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、第2子の保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担を軽減。

施策	取組名 ／担当部	計画策定 時区分	主な対象				令和元年度（2019年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）
			乳幼児	小・中学生	・高校生	保護者	
2-2 3-1	若者の社会的自立促進事業 （学習支援） （子ども未来局子ども育成部）	新規			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月から高校中退者等を対象にした学習相談及び学習支援を実施。</li> <li>令和元年度は延べ231件の相談に応じ、47名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施し、利用者の増加に合わせ会場数も増やした（H30:3会場→R1:6会場）。</li> <li>19名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち6名が高卒資格を取得し就労支援・進学等に繋がった。また、5名が高校入学に至った。</li> </ul>
2-2 1-1 再掲	スクールソーシャルワーカーの活用 （教育委員会学校教育部）	拡充		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難を抱える児童生徒を支援するSSW計18名（有資格者のSSW13名、教員経験者からなる巡回SSW5名）により事業を実施。</li> <li>10区を3つのエリアに分け、各エリアを有資格者SSW（4名）及び巡回SSWで担当する体制としたことにより、有資格者SSWの早期派遣が可能となり、児童生徒への支援の充実が図られた。</li> </ul>
2-2 1-1 再掲	スクールカウンセラーの活用 （教育委員会学校教育部）	拡充		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒や保護者の教育相談に対応するスクールカウンセラー（SC）を、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置。小学校1校当たりの年間配置時間数を3時間増加し69時間とした。</li> <li>相談件数の月平均が前年度より増加し、SCの有効活用が図られた。</li> <li>教育プログラムや校内研修でのSCの活用など、生徒指導上の課題の未然防止に向けた取組を充実。</li> </ul>
2-2	子どもの学びの環境づくり事業 （子ども未来局子ども育成部）	拡充	H 2 9		○		不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として経費の一部を助成。令和元年度は新たに1団体の申請があり、計10団体へ補助。
2-2	札幌市帰国外国・外国人児童生徒教育支援事業 （教育委員会学校教育部）	今回掲載			○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要とする帰国・外国人児童生徒に対し、週1～2回程度指導協力者を派遣し、日本語指導の支援を実施。全く日本語を理解できない児童生徒には、指導回数を増やすなど初期指導の充実を図った。</li> <li>51校の小・中・高校に在籍する86名に対し、2,466回の支援を実施。</li> <li>指導協力者と学校の担当教諭による連絡推進会議を年に2回開催し、支援体制の充実を図った。</li> </ul>
2-2	高等学校等生徒通学交通費助成 （教育委員会学校教育部）	新規			○		札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成（平成30年度から開始）。助成対象者数：640人。
2-2	就学援助 （教育委員会学校教育部）	拡充			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成。対象児童数（小学校）：11,642人、対象生徒数（中学校）：6,475人。</li> <li>小学校入学者に対する入学準備金の入学前支給を実施（平成30年度から開始）。</li> </ul>
2-3	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 （子ども未来局子ども育成部）	新規			○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月に「子どもの居場所づくり」をテーマとしたシンポジウムを開催（再掲）。</li> <li>子どもコーディネーターが、地域の見守りの一翼を担う子ども食堂等への巡回活動を実施。</li> <li>子ども食堂など子どもの居場所づくり活動を行う団体向けの支援制度の令和2年度実施に向け内容検討。</li> </ul>
2-3	新型児童会館整備 （子ども未来局子ども育成部）	拡充	○	○	○		既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校や地域のまちづくり活動施設と併設した児童会館として再整備を進めた。開設3か所、工事2か所、実施設計3か所、基本設計2か所。
2-3	サッポロサタデースクール事業 （教育委員会生涯学習部）	拡充			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な経験や技能を持つ地域や企業等外部人材の協力を得て、子どもたちに豊かな学びや体験の場を提供。</li> <li>47校（前年から4校増）で年平均7回程度実施、延べ参加者数：15,913人</li> <li>総合的な調整役を担うコーディネーター等を対象とした研修会を実施し、事業運営者の資質向上を図った。</li> </ul>

令和元年度の取組状況 ～基本施策3「困難を抱える若者を支える取組の推進」～

＜施策3-1 社会的自立に向けた支援＞

→15項目の取組を推進（資料2-p24～26に掲載）

- 若者支援施設において、困難を抱える若者の状況に応じたサポート、支援プログラムの実施、他の機関との連携を通じた支援、中学校卒業等への進路支援を行ったほか、高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援の拡充など、若者の自立支援を実施。
- 新卒未就職者や若年層の求職者等を対象とした研修や職場実習など、就労の支援を実施。
- ひきこもり地域支援センターやこころのセンターにおける、ひきこもり状態にある人やその家族に対する相談支援の実施とともに、当事者向け交流会及び家族向け交流会を拡充。

＜まとめ（課題と方向性）＞

個人の相談者に対する進路決定等の割合を示す指標⑤は低下しているが、雇用情勢や、支援メニューの個人向けから企業向けへのシフト等によっても変動する。

困難を抱える若者を支える取組では、若者支援総合センターを中心とした支援やひきこもり対策の拡充を進めてきたところ。

困難を抱える若者は社会や人との関わりが希薄になりがちであり、問題を長期化させないためにも、早期に支援につなげるとともに、個々に寄り添った継続的な支援を進めていくことや、将来の貧困の発生予防の観点も重要。

主な取組		計 画 策 定 時 区 分	主な対象				令和元年度（2019年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）
施策	取組名／担当部		乳 幼 児	小 ・ 中 学 生	・ 高 校 生 若 者	保 護 者	
3-1 2-2 再掲	若者の社会的自立促進事業 （学習支援） （子ども未来局子ども育成部）	新規			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月から高校中退者等を対象にした学習相談及び学習支援を実施。</li> <li>・令和元年度は延べ231件の相談に応じ、47名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施し、利用者の増加に合わせ会場数も増やした（H30:3会場→R1:6会場）。</li> <li>・19名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち6名が高卒資格を取得し就労支援・進学等に繋がった。また、5名が高校入学に至った。</li> </ul>	
3-1 1-1 再掲	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 （子ども未来局子ども育成部）	拡充			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進。</li> <li>・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関同士の連携促進に取り組み、子どものくらし支援担当課も新たに構成員に加わった。</li> </ul>	
3-1	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付（授業料の減免） （まちづくり政策局政策企画部）	拡充			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困窮状態にある学生が勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料減免に係る費用を加味。令和元年度授業料減免人数：201人、減免額：25,271,900円。</li> </ul>	
3-1	公立夜間中学設置検討事業 （教育委員会学校教育部）	今回掲載			○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立夜間中学の令和4年4月開校に向け、調査研究を実施し、設置する学校のコンセプトや教育内容の概要について検討を行った。</li> </ul>
3-1 1-1 再掲	ひきこもり対策推進事業 （保健福祉局障がい保健福祉部）	拡充		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり地域支援センターにて、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や年37回の出張相談を実施。</li> <li>・平成30年6月から試行実施していた集団型支援拠点事業を拡大し、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を計43回開催。</li> </ul>

令和元年度の取組状況 ～基本施策4「保護者の就労や生活基盤の確保」～

<施策4-1 保護者の自立・就労の支援>

→9項目の取組を実施(資料2-p27~28に掲載)

- 女性の個々のニーズに合わせた多様な働き方を実現するための支援の拡充、資格取得に係る養成機関に通った場合の給付金事業の拡充、生活に困窮している世帯の就労支援などを通じて、世帯の暮らし向きの安定を図るための保護者への就労支援を推進。

<施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援の推進>

→10項目の取組を実施(資料2-p29~30に掲載)

- 児童手当・児童扶養手当などの各種手当の支給や、住宅確保の支援など、子育て世帯の生活基盤の確保に向けた支援を実施。

<まとめ(課題と方向性)>

指標⑥⑦は5年ごとの調査で、最新の市の調査はなし。単純比較はできないが、令和元年の国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」と答えた児童のいる世帯は60.4%で前回より1.6ポイント低下(母子世帯は86.7%で前回より4.0ポイント上昇)。

就労支援や生活基盤の確保のための取組は、計画に沿って進められてきたが、経済的な基盤が弱い世帯は、景気や雇用状況等の影響を最も受けやすいことから、引き続き、自立・就労支援や生活基盤の確保に向けた取組を着実に進めていくことが重要。

主な取組

施策	取組名/担当部	計画区分	主な対象				令和元年度(2019年度)の取組状況 (新規や拡充した内容は下線)
			乳幼児	小学生	・高 ・若 ・校 ・生 生	保護者	
4-1	女性の多様な働き方支援窓口運営事業 (経済観光局雇用推進部)	拡充				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年10月に開設した「ここシェルジュSAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。</li> <li>・令和元年度より、出張相談の開催場所を2区から全区へと拡大。</li> </ul>
4-1 5-2	ひとり親家庭スマイル応援事業(旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」) (子ども未来局子育て支援部)	拡充				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の就業を支援するため、合同就職説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを令和元年11月2日に開催。説明会参加企業数：20社、参加者数：106人。</li> </ul>
4-1 5-2	高等職業訓練促進給付金事業 (子ども未来局子育て支援部)	拡充				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給。</li> <li>・修業期間最後の1年間の支給額を月4万円増額したほか、対象資格に助産師、保健師、管理栄養士を追加。</li> <li>・高等職業訓練促進給付金 132件 164,063千円</li> <li>・高等職業訓練修了支援給付金 29件 1,325千円</li> </ul>
4-2 5-2	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (子ども未来局子育て支援部)	拡充				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、12種類の資金について、無利子又は低利で貸付を実施。</li> <li>・母子福祉資金貸付金 50件 30,741,200円</li> <li>・父子福祉資金貸付金 1件 972,000円</li> <li>・寡婦福祉資金貸付金 4件 2,721,000円</li> </ul>
4-2	住宅確保要配慮者居住支援事業 (旧「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」) (都市局市街地整備部)	新規				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> </ul> <p>住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者など)の円滑な入居を促進する登録住宅制度について、札幌市公式ホームページによる周知や窓口でのチラシ配架を実施。 (※令和2年度から、行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、総合的な支援を実施。)</p>

令和元年度の取組状況 ～基本施策5「特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進」～

<施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援>

→11項目の取組を実施（資料2-p31～32に掲載）

- 次期児童相談体制強化プランの検討のほか、児童養護施設に入所中の児童に対する学習支援の実施、入所措置を解除された者に対する必要な支援の継続や、大学等進学に係る給付の実施といった退所後の暮らしの支援も実施。

<施策5-2 ひとり親家庭への支援>

→16項目の取組を実施（資料2-p33～35に掲載）

- ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題に対応するため、就職説明会の開催や、資格取得に係る養成機関に通った場合の給付金事業の拡充、生活援助や生活相談支援、学習支援、医療費負担軽減、児童扶養手当等の給付など、広く支援を実施。
- ひとり親家庭に向けた各種制度の認知度向上に向けて、受け手の目線に立った広報を実施。

<施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援>

→8項目の取組を実施（資料2 p36～37に掲載）

- 生活保護世帯に、必要な保護を行うとともに、自立に向けた就労支援や、子どもの学習習慣定着と自己肯定感を持てるような居場所の提供などを実施。
- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の状況に応じた相談支援や就労支援を実施。

<まとめ（課題と方向性）>

指標⑧⑩は1年間で大きな変動なく、各事業も計画に沿って進められている。

特に配慮を要する子ども・世帯に対する支援については、関係法律や個別計画で体系化されているが、様々な場面で困難や制約を受けやすいため、個々の生活状況等に応じたきめ細かな支援が求められる。

主な取組

施策	取組名／担当部	計画区分	主な対象				令和元年度（2019年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）
			乳幼児	小学生	・高 ・中 ・若 ・生	保護者	
5-1 1-2 再掲	児童相談体制の強化 (子ども未来局児童相談所)	拡充	○	○	○	○	・「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、弁護士への相談体制を整備し、児童家庭支援センターへの指導委託を開始、また、社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始。 ・「令和元年6月死亡事例に係る検証報告」での課題を踏まえた提言を次期児童相談体制強化プランに反映することとし、プラン改定に向けた検討を開始。
5-1 1-1 再掲	養育支援員派遣事業 (子ども未来局児童相談所)	新規 H29	○	○	○	○	・養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化。 ・延べ9世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を実施。
5-1	社会的養護自立支援事業 (子ども未来局児童相談所)	新規 H29			○		・20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、引き続き必要な支援を実施。 ・①支援コーディネーターによる継続支援計画策定、②居住費支援、③生活費支援、④学習費等支援、⑤生活相談・就労相談支援（就労支援コーディネーター派遣事業と統合）、⑥就学者自立支援事業を実施。 ・②～④：延べ14人が事業を利用。

施策	取組名／担当部	計画 区分 策定	主な対象				令和元年度（2019年度）の取組状況
			乳 幼児	小 学 生	・高 校 生 若 者	保 護 者	
5-2 4-1 再掲	ひとり親家庭スマイル応援事業（旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」） （子ども未来局子育て支援部）	拡充				○	・ひとり親家庭の就業を支援するため、合同就職説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを令和元年11月2日に開催。説明会参加企業数：20社、参加者数：106人。
5-2 4-1 再掲	高等職業訓練促進給付金事業 （子ども未来局子育て支援部）	拡充				○	・ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給。 ・修業期間最後の1年間の支給額を月4万円増額したほか、対象資格に助産師、保健師、管理栄養士を追加。 ・高等職業訓練促進給付金 132件 164,063千円 ・高等職業訓練修了支援給付金 29件 1,325千円
5-2 1-2 再掲	必要な支援策を届ける広報の充実 （子ども未来局子ども育成部 /子育て支援部）	拡充	○	○	○	○	・ひとり親家庭のための支援制度を紹介する「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を作成し、離婚届の受付窓口、ひとり親関係窓口、関係機関等で配布。また、気軽に手に取ってもらえるよう4コマ漫画を活用したチラシを作成し、児童扶養手当の現況届に同封したほか、各区の健康・子ども課等に配架。 ・「シングル・ママ&パパスマイルfesta」で各種支援制度を紹介。 ・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」、「広報さっぽろ」へ掲載。
5-2 4-2 再掲	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 （子ども未来局子育て支援部）	拡充				○	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、12種類の資金について、無利子又は低利で貸付を実施。 ・母子福祉資金貸付金 50件 30,741,200円 ・父子福祉資金貸付金 1件 972,000円 ・寡婦福祉資金貸付金 4件 2,721,000円

## <国の動きなど>

○計画期間中においても、国や道の動向により、必要に応じた見直しを行っていく。

### 1 国の動き

#### ①子どもの貧困率(全国)：令和元年の国民生活基礎調査

・平成30年の貧困線は127万円

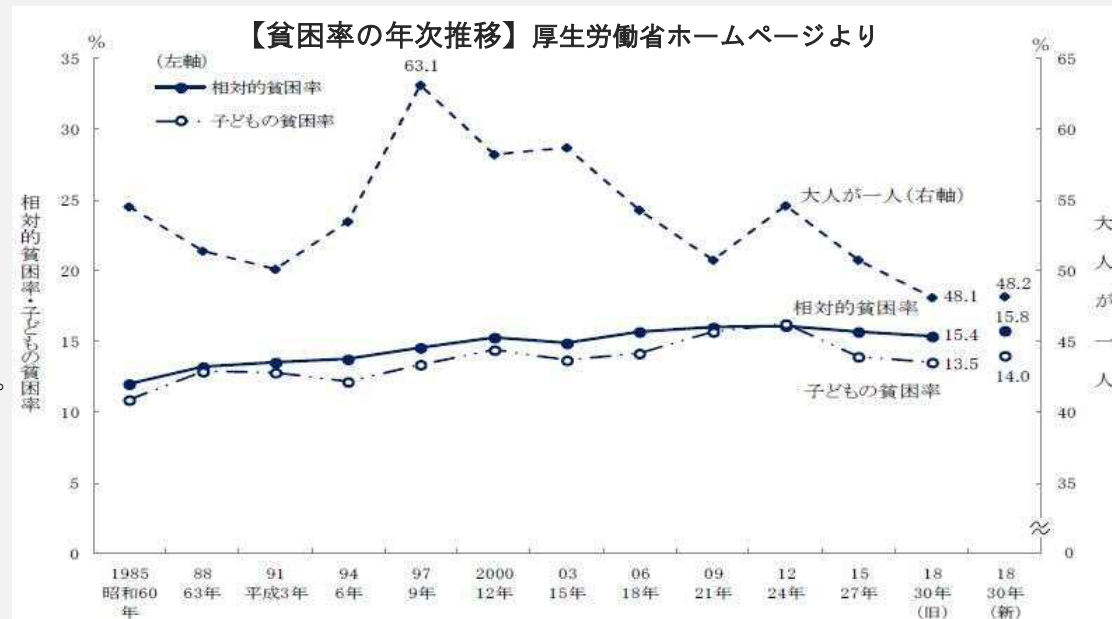
※等価可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取りの額を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分

・**子どもの貧困率※は13.5%**（平成27年比△0.4ポイント）と若干の改善が見られたものの、未だ、**およそ7人に1人の子どもが経済的に貧困の状態。**

※17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない子どもの割合。

なお、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に自動車税等、企業年金・個人年金等の掛金、仕送り額を差し引く）により算出した子どもの貧困率は14.0%

※本市が実施した実態調査では、回答者の負担も考慮し、世帯の収入のみを尋ね、可処分所得の算出ができないため、札幌市における国の貧困率に相当する数値等を算出することはできない。



#### ②子どもの貧困対策の推進に関する法律

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として平成26年1月法を施行。

令和元年6月、**同法を改正する法律が成立**し、目的規定に子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることが明記されるなど、目的・基本理念の充実のほか、**市町村に対し貧困対策計画の策定を努力義務**とした。

#### ③子供の貧困対策に関する大綱

法に基づき、政府として子どもの貧困対策を総合的に推進し、解決に取り組んでいくための基本方針や、推進効果の検証・評価のための指標、指標を改善するための重点施策などを示す大綱を平成26年8月に閣議決定。法改正を基に、令和元年11月に**新たな大綱が閣議決定された。**

(新たな子供の貧困対策に関する大綱のポイント及び札幌市の計画との関係については、資料3のとおり。)

### 2 北海道の動き

北海道においては、令和2年3月に「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」を改定。重点施策として、「相談支援」「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を5つの柱としている。



## <総括（子ども・家庭の困難の状況と課題認識）>

### 取組により再認識した子ども・家庭の困難の状況

#### A：社会的な孤立、貧困の見えにくさ

- ・ 困難を抱えている子どもや家庭ほど、相談相手や情報収集手段が無い傾向がある。貧困の状況を周囲に見せない、普段の生活からは一見して貧困の深刻さが見えにくい傾向もある。
- ・ 核家族化や地域の人間関係の希薄化により、支え合い機能や社会性を身に付ける機会が減っている。
- ・ 不登校や中退、ひきこもりをはじめ困難を抱えている若者ほど、社会や人との関わりが希薄になりがち。

#### B：問題の複雑化

- ・ 単なる経済的困窮だけでなく、養育環境面や発達面、学習面など複合的な課題を抱えている事例が多い。
- ・ 特に社会的養護を必要とする子ども・世帯、ひとり親家庭、生活保護世帯等は、困難や制約が結びつき、問題が複雑化しやすい。

#### C：問題の長期化や貧困の連鎖

- ・ 貧困の原因が、家庭環境や保護者の成育歴など、長きに渡る経過をたどっている背景や、当事者による貧困の自覚があまりないといったケースが少なくない。
- ・ 経済的困窮の状況によって、教育資金の準備状況にも差が生じ、進路や就職への影響などから、結果として貧困の連鎖を招きやすい。

### 各取組から見えてきた課題認識や必要な視点（※記号は関連が深い困難の状況）

#### 対象者の掘り起こし・・・A

支援の網の目から漏れている子どもは存在するため、個々の取組において、支援対象者の掘り起こしや周知方法の見直し等によって、より多くの子どもとの関わりや参加を増やしていくことなどが必要。

#### 広報の充実と普及啓発・・・A

支援対象者に必要な情報が伝わりやすいよう情報発信の充実、関連サービス同士で連携した広報に努めるほか、子どもの貧困の現状や取組などを、子どもと関わる様々な関係者、市民と共有し、理解や意識を深めていくことも重要。

#### 関係機関・団体との連携・・・A/B

関係部局が「支援が届きにくい子どもへの支援」の視点を意識しながら、横断的なつながりを持つていくことが必要。

また、行政だけでは限界があるため、普段から子どもと関わる機関・団体同士が顔の見える関係を築き、困難の早期発見と、問題が重篤化する前に支援につなぐことが重要。

#### 多様化するニーズに対応した取組・・・B

多様化している問題やニーズを的確に捉え、内容や対象者等の拡充・見直しの検討、利便性の向上が必要。

#### 相談支援体制の充実・・・A/B/C

相談支援の取組において、人材確保や人材育成、人員・配置体制の検討を重ね、今後も相談支援の充実及び質の向上が必要。

### 総括

- ◎ 各事業は、年度末のコロナ禍の影響はあったものの、概ね計画どおりに実行された。今後も新型コロナウイルス対策など新たな課題も踏まえて、実施手法等を検討する必要がある。
- ◎ 昨年、閣議決定された新たな大綱により示された幼児教育の充実や、外国人児童生徒に係る支援等を、計画事業として追加した。
- ◎ 数値が伸びていない指標もあり、引き続き、困難を抱える子ども・家庭への支援を推進する必要がある。（施策1は特に推進すべき施策と認識）
- ◎ 計画の推進に当たって、上記の困難の状況及び課題認識については、関係部局でより一層共有すべき必要な視点と認識している。